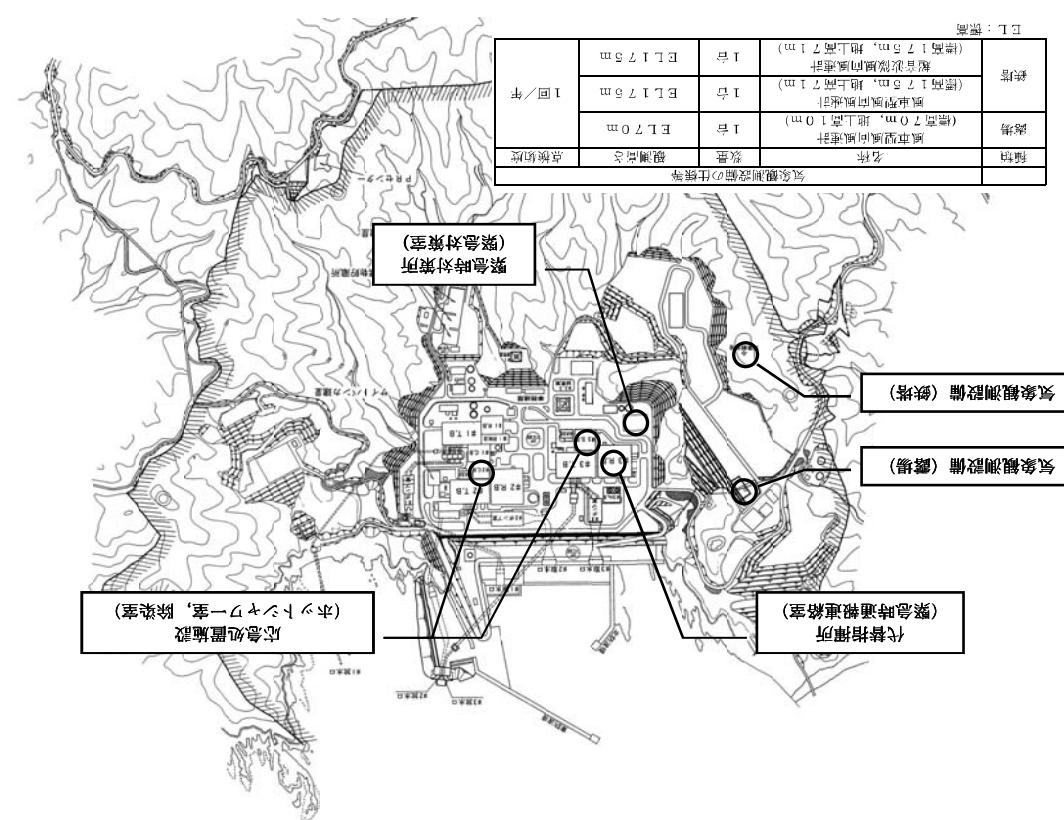
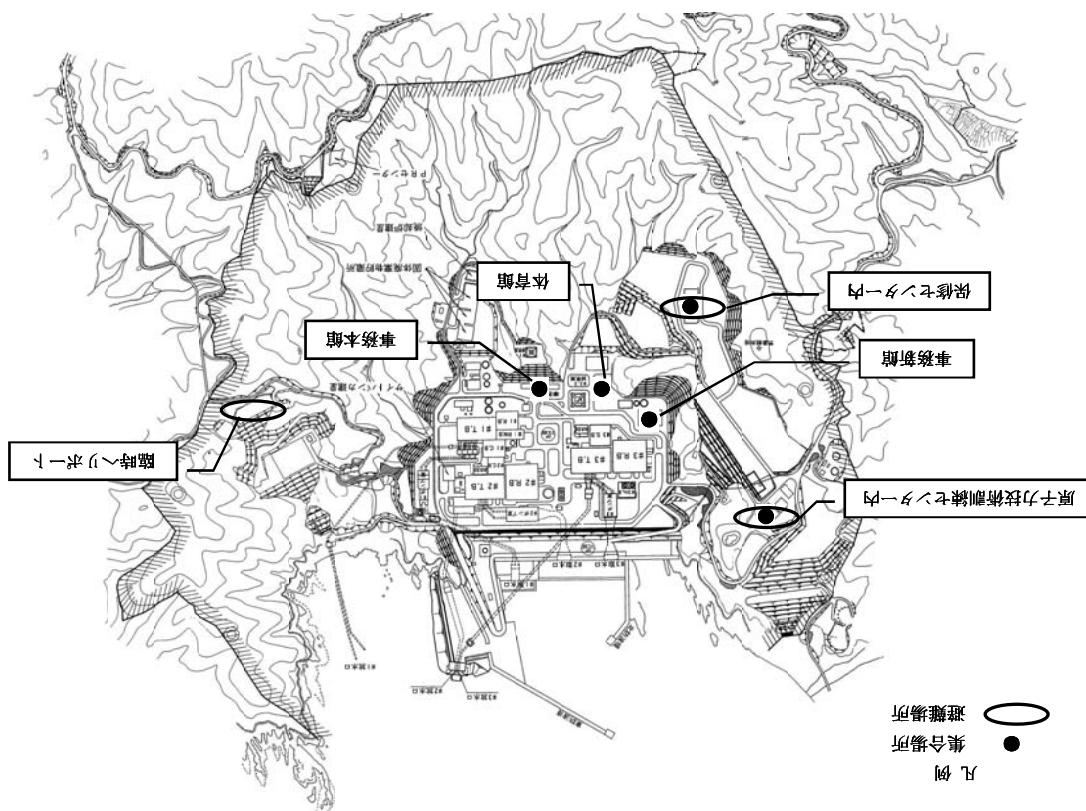


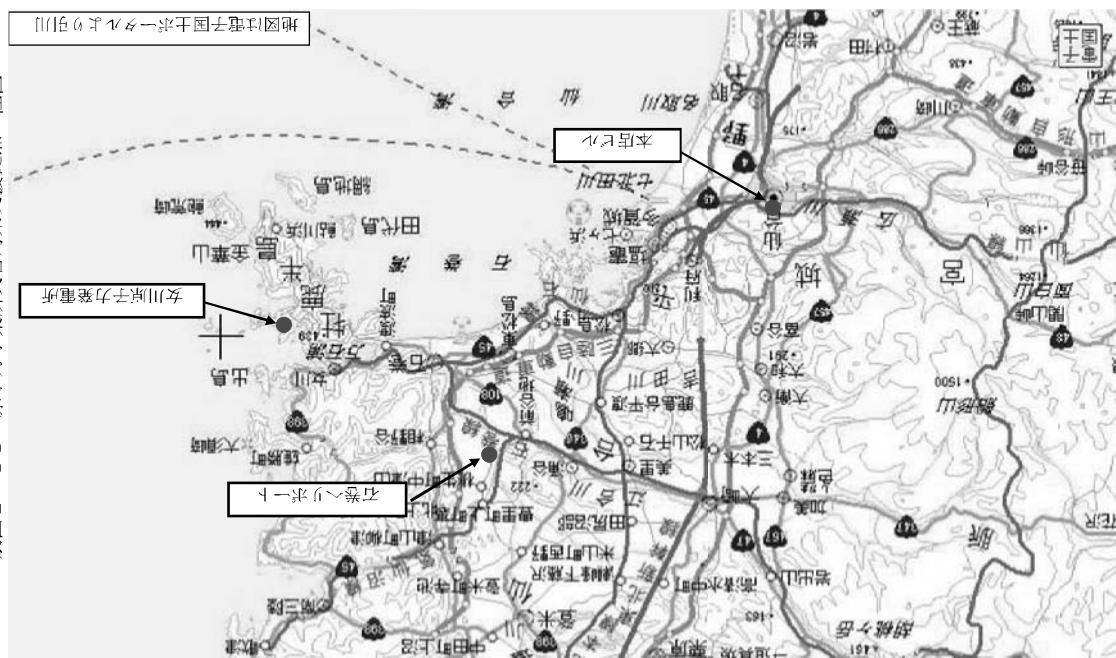
別図2-9 発電所内の緊急時対策所と応急処置施設等



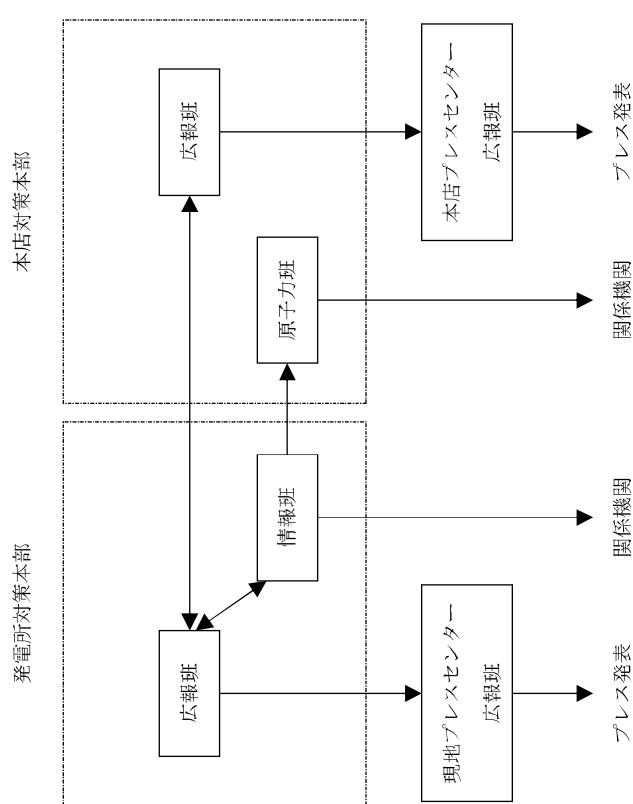
別図2-10 発電所敷地内の集合場所と避難場所



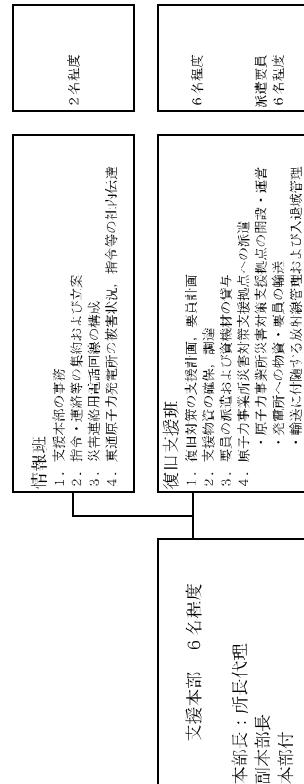
別図2-1 原子力事業所災害対策支援拠点の位置



別図3-1 公表内容の伝達経路



別図5-1 東通原子力発電所支援本部の業務分掌



別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1／7）

原災法関係省合名稱は、以下のとおり略して別表中に示す。

- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」は、「通報事象省令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」は、「防災業務計画省令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」は、「外運搬通報事象省令」という。

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一つ又は二以上について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなつているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該する場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。 一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるとき限り。） 二 当該数値が落雷の時に検出された場合

通報事象省令第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ）
合第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものと除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画省令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。

※本計画修正後、政令等の改正があつたため、資料3-2-3と一部記載が異なる。以下同じ。

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(2/7)

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(3/7)

略称	法令
(2) 放射性物質 通常経路放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (1) 参照 通報事象省令第5条添付参照
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行なうべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質

原子炉設置者
原子炉等規制法第43条の4第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略)規定する管理区域

略称	法令
	通報事象省令第6条第3項 (原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間に以上維持して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。
	通報事象省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかるず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
	通報事象省令第6条第2項 (原子力規制委員会規則で定める基準) 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の濃度限度に5.0を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前の前号の規定により得られた値にそなへた値 三 それらの放射性物質の濃度
	限度 (当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものと除く。) のうち、最も低いものに5.0を乗じて得た値
	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。
	外運搬通報事象省令第2条第1項 (原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ) 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4/7)

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(5/7)

略称	法令
(5) スクラム失敗	通報事象省令第7条第1号イ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材(略)により原子炉を停止することができないこと。
(6) 原子炉冷却材喪失	通報事象省令第7条第1号イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材(略)の漏えいが発生すること。
(7) 原子炉給水喪失	通報事象省令第7条第1号イ(3) 原子炉(略)の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)が作動しないこと。
(8) 原子炉除熱機能喪失	通報事象省令第7条第1号イ(5) 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能(略)が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(9) 全交流電源喪失	通報事象省令第7条第1号イ(6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(10) 直流電源喪失	通報事象省令第7条第1号イ(7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となつた場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
(11) 停止時原子炉水位異常低下	通報事象省令第7条第1号イ(8) 原子炉(略)の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位(略)まで低下すること。
(12) 燃料プール水位異常低下	通報事象省令第7条第1号イ(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。
(13) 中央制御室使用不能	通報事象省令第7条第1号イ(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(14) 原子炉外警界	通報事象省令第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方針による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

略称	法令
(15) 事業所外運搬放射性物質漏えい	外運搬通報事象省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号並びに第7条第1項第1号(液体又は気体又は気体による航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (6/7)

添付 通報事象省令第5条第1項の規定に基づく水準 (1/2)

添付 通報事象省令第5条第1項の規定に基づく水準 (2/2)

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (7/7)

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 鮮度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに觸する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に基づく係数を乗じて得た値	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に基づく係数を乗じて得た値
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に5.0を乗じて得た値	イ 鮮度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことを除く。)を排気筒その他これらに觸る場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に基づく係数を乗じて得た値	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に基づく係数を乗じて得た値
	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質の種類に係るものと、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に基づく係数を乗じて得た値	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質の種類に係るものと、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に基づく係数を乗じて得た値

空気中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第4号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものとし。
 水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第7号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものとし。

特性に基づく係数：通報事象省令第5条の別表に基づく係数

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(1/4)

略称	法令
(1) 較地境界放射線量上昇	<p>法令第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は法令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量を有するもの以上である場合</p> <p>法令第6条第1項(法令で定める放射線測定設備)</p> <p>法令第15条第1項第1号の法令で定める測定方法は、所在都道府県知事又は関係国都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>法令第6条第2項(法令で定める測定方法)</p> <p>法令第15条第1項第1号の法令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>法令第6条第3項(法令で定める基準)</p> <p>法令第15条第1項第1号の法令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量(法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一つ又は二以上についての数値が5μSv/h以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量)又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 500μSv/h 二 (以下、略) <p>法令第6条第4項第1号</p> <p>第4条第4項第2号に規定する場合において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めることにより検出されたこと。</p> <p>通報事象省令第12条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会で定めるところ)</p> <p>法令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれはそれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>法令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉外臨界</p> <p>原子炉停止機能喪失</p> <p>E C C S 作動失敗</p>
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>法令第6条第3項(略)</p> <p>法令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象省令第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)</p> <p>法令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 合第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にいかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>法令第6条第3項</p> <p>法令第15条第1項第1号の法令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p> <p>法令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p> <p>通報事象省令第14条第1号イ</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するここと。</p> <p>通報事象省令第14条第1号ロ</p> <p>原子炉(略)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合(略)において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p>

※本計画修正後、政令等の改正があつたため、資料3-2-4と一部記載が異なる。以下同じ。

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準

(3/4)

略称	法令
(15) 事業所外運搬 放射性物質漏 えい	外運搬通報事象省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る運搬の技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船艤による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものの限る。）に応じ、それそれ燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船艤による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、別表第七の第三欄に掲げる放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
(8) 格納容器圧力 上昇	通報事象省令第14条第1号ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
(9) 圧力抑制機能 喪失	通報事象省令第14条第1号ニ 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
(10) 原子炉冷却機 能喪失	通報事象省令第14条第1号ホ 原子炉の運転中（沸騰水型原子炉及び加圧水型軽水炉等）においては全ての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、原子炉を冷却する全ての機能（略）が喪失すること。
(11) 直流電源喪失	通報事象省令第14条第1号ヘ 原子炉の運転中に全ての非常用直流電源から電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(12) 炉心浴融	通報事象省令第14条第1号ト 原子炉容器内の炉心の浴融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。
(13) 停止時原子炉 水位異常低下	通報事象省令第14条第1号チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射浴融燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
(14) 中央制御室等 使用不能	通報事象省令第14条第1号ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準

(4/4)

略称	法令
(8) 格納容器圧力 上昇	通報事象省令第14条第1号ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
(9) 圧力抑制機能 喪失	通報事象省令第14条第1号ニ 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
(10) 原子炉冷却機 能喪失	通報事象省令第14条第1号ホ 原子炉の運転中（沸騰水型原子炉及び加圧水型軽水炉等）においては全ての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、原子炉を冷却する全ての機能（略）が喪失すること。
(11) 直流電源喪失	通報事象省令第14条第1号ヘ 原子炉の運転中に全ての非常用直流電源から電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(12) 炉心浴融	通報事象省令第14条第1号ト 原子炉容器内の炉心の浴融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。
(13) 停止時原子炉 水位異常低下	通報事象省令第14条第1号チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射浴融燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
(14) 中央制御室等 使用不能	通報事象省令第14条第1号ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

別表2-3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名	人 数
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者の連絡調整	発電所内	情報班	4名
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班	1名
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	オフサイトセンター	副本部長 副本部付
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	オフサイトセンター	広報班 本部付
(5) 原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内		放射線管理班 本部付
(6) 防災に関する施設設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内		放射線管理班 保修班
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	オフサイトセンター	放射線管理班 保修班
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内		放射線管理班 本部付
(9) 原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内		放射線管理班 本部付
(10) 原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内		放射線管理班 本部付

別表2-4 原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	所長代理
2	技術系部長 ※
3	調査役 ※
4	技術系課長 ※

※：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

別表2-5 原子力防災資機材 (1/2)

別表2-5 原子力防災資機材 (2/2)

分類	法令による名称	具体的な名称	数量	保管場所	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	黄服・防水型被服・薄綿手袋・黄靴下・靴カバー・ゴム手袋	40組	緊急機材庫	2回/年
呼吸用ボンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となつて使用する防護マスク	呼吸用マスク	4個	緊急機材庫	1回/年	
フィルター付き防護マスク	チャコールフィルタ	30個	緊急機材庫		
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時電話回線	1回線	緊急対策室	
特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するための使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	ファクシミリ装置	防災ファックス	1台	防災要員常備	1回/年
計測器等	排気筒放射線モニタ	3台	スタッフ放射線モニタ一室	1号機廢棄物処理建屋1階 2号機廢棄物処理建屋地下2階 3号機サービス建屋地下3階	Cy/1回
ガスマシン測定用可搬式測定器	シンチレーション式ガスマシン	4台			2回/年
中性子線測定用可搬式測定器	電離箱式サーベイメータ	6台	緊急機材庫	1回/年	
空間放射線積算線量計	TLD素子	104個			1回/年

※：1回/Cy(サイクル)とは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいいう。

分類	法令による名称	具体的な名称	数量	保管場所	点検頻度
計測器等	表面の放射性物質の密度を測定することができる可搬式測定器	シンチレーション式β線サーベイメータ シンチレーション式α線サーベイメータ	4台 2台	緊急機材庫	2回/年
計測器等	可搬式ダスト測定閑連機器	ポータブルエアサンプラー	6台	緊急機材庫	1回/年
計測器等	(1) サンプラー (2) 測定器	Ge半導体検出器 Ge半導体検出器	1台	測定センター	
計測器等	可搬式の放射性ヨウ素測定閑連機器	ポータブルエアサンプラー	注:可搬式ダスト測定閑連機器と共に用で使用		
計測器等	(1) サンプラー (2) 測定器	Ge半導体検出器	1台	測定センター	1回/年
計測器等	個人用外部被ばく線量測定器	警報付ポケット線量計	71台	緊急機材庫	1回/年
計測器等	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	18,000錠	健康管理室	
計測器等	担架	担架	1台	健康管理室	
その他	除染用具	除染用具	1式	除染室	1回/年
計測器等	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	ワゴン車	1台	構内駐車場	
計測器等	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	化学生消防ポンプ自動車	1式	消防車庫	
計測器等	環境中の放射線量または放射性物質の測定のための車両	モニタリングカー	1台	構内駐車場	

別表2-6 原子力防災資機材以外の資機材(1/3)

(1) 発電所に備え付ける資機材

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
放射線障害防護用器具	タンクステンベスト フィルター付き防護マスク 汚染防護服 全面マスク 遮へい材	10着 5.0個 1,000着 2,000双 5.0個 1,000枚	緊急機材庫 構内 構内 構内	1回/年
T.I.Dリーダー	1台	測定センター		
社内電話	1式	構内		
携帯電話(緊急連絡用)	1式	特別管理隸配備等		
衛星通信電話	内線専用 外線専用	1台 4台 1台	緊急対策室 通信機械室 緊急対策室 小屋取第2寮	
石巻消防署等への専用通信回線	1式	構内		
自治体等関係機関への専用通信回線	1式	緊急対策室		
指令端末	4台	緊急対策室, 中央制御室, 環境・燃料部, 測定センター		1回/年
非常用通信機器	無源設備	3台	モニタリングカー, 業務車 (環境・燃料部, 測定センター)	
	車載用	5台	構内	
	携帯用	1式	緊急対策室	
	緊急連絡装置	1式	構内	
	社内情報放送装置	1式	緊急対策室	
	ペーパーシング	1式	緊急対策室	
	I P電話(地上系)	4台	緊急対策室	
	アナログ電話(衛星系)	2台	緊急対策室	
	I Pファックス(地上系)	2台	緊急時通報連絡室	
	I Pファックス(衛星系)	1台	緊急対策室	1回/年
テレビ会議システム	テレビ会議システム (地上系・衛星系兼用)	1台	緊急対策室	
	個人用外部被ばく線量測定器	1台	緊急時通報連絡室	
計測器等	Ge半導体式試料放射能測定装置 GM管式汚染サーベイメータ 可搬式モニタリングポスト ホールドマイカカウンタ	50個 1台 2台 1台	緊急機材庫 測定センター 緊急機材庫 事務新館 WBC室	1回/年
その他	車両	2台	環境・燃料部, 測定センター	1回/年

0.P. : 女川原子力発電所工事用基準面

(2) 発電所以外に備え付ける資機材

分類	名称	数量	設置場所	点検頻度
統合原子力防災ネットワークに接続する	I P電話(地上系) アナログ電話(衛星系)	6台		
通信機器	I Pファックス(地上系) I Pファックス(衛星系)	2台		
	テレビ会議システム (地上系・衛星系兼用)	3台	本店	1回/年
		1台		

注: 統合原子力防災ネットワークに接続する機器

分類	名称	数量	設置場所	点検頻度
IP電話(地上系)	I P電話(地上系)	注		
IPファックス(衛星系)	IPファックス(衛星系)	注		
アーリーディクタ	アーリーディクタ	1台		
モニタリングポスト	モニタリングポスト	2台		
ホールドマイカカウンタ	ホールドマイカカウンタ	1台		
その他の機器	その他の機器	2台		

注: 統合原子力防災ネットワークに接続する機器

別表2-6 原子力防災資機材以外の資機材(2/3)

別表 2-6 原子力防災資機材以外の資機材（3／3）

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
人・機械管理用機材	1式			
表面汚染サーべイメータ	18台			
Na I シンチレーションサーべイメータ	1台			
電離箱式サーべイメータ	1台			
個人線量計	405台			
保護衣類	4,050組			
フィルター付き防護マスク	675個			
可燃式番電機（2, 8 kVA）	3台			
発電機付き投光機	5台			
テント	4張			
除染用具	1式			
衛星携帯電話	10台			
安定ヨウ素剤	5,000錠			
原子力災害対策活動で使用する資料 (別表 2-7 参照)	1式			

別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する資料

分類	資料名
1. 発電所周辺地図	
① 発電所周辺地域地図 (1／25, 000) ※	
② 発電所周辺地域地図 (1／50, 000) ※	
2. 発電所周辺航空写真ペネル ※	
3. 発電所気象観測データ	
① 統計処理データ	
② 年時観測データ	
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	
① 空間線量モニタリング配置図	
② 環境試料サンプリング位置図	
③ 環境モニタリング測定データ	
5. 発電所周辺人口関連データ	
① 方位別人口分布図	
② 集落の人口分布図	
③ 市町村人口表	
④ 市町村市街図 ※	
6. 発電所主要系統模式図(各ユニット)	
7. <input type="checkbox"/> 原子炉設置許可申請書(各ユニット) ※	
8. 系統図およびプラント配置図	
① 系統図	
② プラント配置図 ※	
9. プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 (各ユニット)	
10. プラント主要設備概要	
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)	
12. 規定類	
① 原子炉施設保安規定 ※	
② 原子力事業者防災業務計画 ※	
13. 事故時操作手順書類	

□ : 原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

※ : 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2-8 原子力災害対策活動で使用する施設 (1/2)

1. 緊急時対策所

項目	仕様
建物の仕様	免震構造 高所に設置 (O. P. 22. 4 m)
床面積	約4.30 m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コシクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 大容量電源装置 (5, 000 kVA × 3台) 高圧立応用発電機車 (400 kVA × 4台) 緊急時対策所専用非常用発電機 (300 kVA × 2台) **
備蓄燃料	約0.95 m ³ (発電所構内 約1,500 m ³)

** 平成25年度に運用開始予定

2. 代替指揮所

項目	仕様
建物の仕様	耐震構造 高所に設置 (O. P. 24. 55 m)
床面積	約9.9 m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コシクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 大容量電源装置 (5, 000 kVA × 3台)
備蓄燃料	発電所構内 約1,500 m ³

O. P. : 女川原子力発電所工事用基準面

3. 原子力事業所災害対策支援拠点

(1) 石巻ヘリポート	
項目	仕様
所在地	宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1
発電所からの方位・距離	西北西 約27 km
敷地面積	約5,000 m ²
非常用電源	可搬式発電機 (2.8 kVA × 3台)
その他	消耗品類 (燃料、食料、飲料水等) (小売店より調達、社内融通等)

(2) 東北電力本店ビル	
項目	仕様
所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
発電所からの方位・距離	西南西 約5.6 km
敷地面積	約1.8,000 m ²
非常用電源	下表4. のとおり
その他	下表4. のとおり

4. 本店対策本部室	
項目	仕様
所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東北電力本店ビル
建物の仕様	耐震構造
床面積	約4.60 m ²
非常用電源	非常用ガスステーション発電設備 (1,500 kVA × 1台)
その他	備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日分以上 不足時は小売店より調達

別表 2-8 原子力災害対策活動で使用する施設 (2/2)

別表2-9 訓練の内容

訓練の項目	対象	頻度	訓練内容
緊急時演習 (総合訓練)	緊急時対策要員 本店緊急時対策要員	1回／2年 程度	本店を含めた総合的な原子力防災訓練を行い、社内における情報連絡等を行う。 原災法第1.5条事象またはシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練に記載するいくつかの訓練要素を組み合わせた総合的な訓練を行う。
要素訓練	緊急時対策要員	1回／年	以下の要素別に訓練を行う。 ①通報訓練 原子力規制庁、自治体等への通報連絡および初期対応等を行う。 ②緊急被ばく医療訓練 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者の搬出、除染および応急処置等を行う。 ③モニタリング訓練 サーベイメータ等の放射線測定器を用いて、緊急時モニタリング等を行う。 ④避難誘導訓練 緊急体制発令時の発電所避難者の避難誘導等を行う。

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敷地総研修センター内 (所在地：福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場等
要員数	9名(組織長、対応要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上および拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などをを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の差異事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応および発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	1.0 緊急連絡指揮官 ・支援要請 ・(平日午中) 支援組織長 ・(夜間休祝日) 連絡当番者 ・状況報告
※発災事業者	※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者

※発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。

- ・支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数レートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。
- ・災害発生時に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。
- ・災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援および資機材を活用した事故対応活動に係る助言を実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数 量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット 障害物撤去用ロボット	2台 1台	資機材保管ベース

別表2-10 原子力緊急事態支援組織

別表3-1 伝送データ項目 (1/6)

女川1号機 (1/2)

女川1号機 (2/2)

別表3-1 伝送データ項目 (2/6)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位
1	スッタック放射線モニタ高レンジA	A	41 原子炉水位 (伝導率) (P BV)	mm	81 絶縁水流量	t/h
2	スッタック放射線モニタ高レンジB	A	42 原子炉水位 (燃料域) (P BV)	mm	82 R C I C 注入ライン第2隔壁弁 金開	DIGITAL
3	スッタック放射線モニタA	GPS	43 A P R M レベル (平均)	%PWR	83 R C I C ポンプ出口流量	m3/h
4	スッタック放射線モニタB	GPS	44 金剛衝撃金棒入	DIGITAL	84 S RV 開	DIGITAL
5	SGT S 放射線モニタ高レンジA	A	45 ドライウェル圧力 (伝導域)	kPa [a]	85 R HR A系 D/W 冷却ライン隔壁弁 金開	DIGITAL
6	SGT S 放射線モニタ高レンジB	A	46 壓力抑制室内圧力	kPa [a]	86 R HR B系 D/W 冷却ライン隔壁弁 金開	DIGITAL
7	風向 (鋸歯形)	deg	47 P C I S 第1隔壁 (21.0 切替)	DIGITAL	87 R HR A系 第1注入隔壁弁 金開	DIGITAL
8	風向 (電場観測)	deg	48 P C I S 第2隔壁 (21.0 切替)	DIGITAL	88 R HR B系 第1注入隔壁弁 金開	DIGITAL
9	風速 (鋸歯形)	m/s	49 主蒸気第1隔壁弁 (A) 金開	DIGITAL	89 S RM (A) レベル	CPS
10	風速 (電場観測)	m/s	50 主蒸気第1隔壁弁 (B) 金開	DIGITAL	90 S RM (B) レベル	CPS
11	大気安定度	-	51 主蒸気第1隔壁弁 (C) 金開	DIGITAL	91 S RM (C) レベル	CPS
12	モニタリングボスト放射線量 高レンジ1	nGy/h	52 主蒸気第1隔壁弁 (D) 金開	DIGITAL	92 S RM (D) レベル	CPS
13	モニタリングボスト放射線量 高レンジ2	nGy/h	53 主蒸気第2隔壁弁 (A) 金開	DIGITAL	93 I RM (A) レベル	SPRR
14	モニタリングボスト放射線量 高レンジ3	nGy/h	54 主蒸気第2隔壁弁 (B) 金開	DIGITAL	94 I RM (B) レベル	SPRR
15	モニタリングボスト放射線量 高レンジ4	nGy/h	55 主蒸気第2隔壁弁 (C) 金開	DIGITAL	95 I RM (C) レベル	SPRR
16	モニタリングボスト放射線量 高レンジ5	nGy/h	56 主蒸気第2隔壁弁 (D) 金開	DIGITAL	96 I RM (D) レベル	SPRR
17	モニタリングボスト放射線量 高レンジ6	nGy/h	57 M S I V (第1) 全开	DIGITAL	97 I RM (E) レベル	SPRR
18	モニタリングボストN a I 線量率 L 1	nGy/h	58 M S I V (第2) 全开	DIGITAL	98 I RM (F) レベル	SPRR
19	モニタリングボストN a I 線量率 L 2	nGy/h	59 6. 9 KV 母線 1A 電圧	V	99 原子炉モードスイッチ押板	DIGITAL
20	モニタリングボストN a I 線量率 L 3	nGy/h	60 6. 9 KV 母線 1B 電圧	V	100 S G T S A系起動	DIGITAL
21	モニタリングボストN a I 線量率 L 4	nGy/h	61 6. 9 KV 母線 6-E 電圧	V	101 S G T S B系起動	DIGITAL
22	モニタリングボストN a I 線量率 L 5	nGy/h	62 6. 9 KV 母線 1C 電圧	V	102 主蒸気管放射能高A	DIGITAL
23	モニタリングボストN a I 線量率 L 6	nGy/h	63 6. 9 KV 母線 1D 電圧	V	103 主蒸気管放射能高B	DIGITAL
24	原子炉圧力 (B V)	MPa	64 6. 9 KV 母線 1SA電圧	V	104 主蒸気管放射能高C	DIGITAL
25	再循環ポンプ (A) 入口温度 (T/C)	°C	65 6. 9 KV 母線 1SB電圧	V	105 主蒸気管放射能高D	DIGITAL
26	再循環ポンプ (B) 入口温度 (T/C)	°C	66 ディーゼル発電機 1A 運転中	DIGITAL	106 放水口モニタ 1号機	CPU
27	HPC I ポンプ出口流量	m3/h	67 ディーゼル発電機 1B 運転中	DIGITAL		
28	C S (A) 流量	m3/h	68 C AMS 放射線モニタ A (D/W)	Sv/h		
29	C S (B) 流量	m3/h	69 C AMS 放射線モニタ B (D/W)	Sv/h		
30	ADS A系 起動	DIGITAL	70 C AMS 放射線モニタ C (S/C)	Sv/h		
31	ADS B系 起動	DIGITAL				
32	HPC I 第2注入隔壁弁全開	DIGITAL				
33	C S ポンプ (A) 運転中	DIGITAL				
34	C S ポンプ (B) 運転中	DIGITAL				
35	R HR A系流量	m3/h				
36	R HR B系流量	m3/h				
37	R HR ポンプ (A) 運転中	DIGITAL				
38	R HR ポンプ (B) 運転中	DIGITAL				
39	R HR ポンプ (C) 運転中	DIGITAL				
40	R HR ポンプ (D) 運転中	DIGITAL				

別表3-1 伝送データ項目 (3/6)

女川2号機 (1/2)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目 (平均)	単位	%PPR
1	スタッフ放射線モニタ (1C)	A	A	A	DIGITAL.
2	スタッフ放射線モニタ (1C)	B	A	DIGITAL.	DIGITAL.
3	スタッフ放射線モニタ (S C I N)	A	s-1	Dライバーレベル圧力 (広帯域) (最大)	kPa[abs]
4	スタッフ放射線モニタ (S C I N)	B	s-1	圧力抑制室 壓力 (最大)	DIGITAL.
5	S G T S 放射線モニタ (I C)	A	A	P C I S 内側隔壁	DIGITAL.
6	S G T S 放射線モニタ (I C)	B	A	P C I S 外側隔壁	DIGITAL.
7	風向 (電気炉塔)	deg		主蒸気管1隔壁弁 (A) 開	DIGITAL.
8	風向 (鷲羽翼制御)	deg		主蒸気管1隔壁弁 (B) 閉	DIGITAL.
9	風速 (電気炉塔)	m/s		主蒸気管1隔壁弁 (C) 閉	DIGITAL.
10	風速 (鷲羽翼制御)	m/s		主蒸気管1隔壁弁 (D) 閉	DIGITAL.
11	大気安定度	-		主蒸気管2隔壁弁 (A) 閉	DIGITAL.
12	モニタリングボスト I C線量率	H 1	nGy/h	主蒸気管2隔壁弁 (B) 閉	DIGITAL.
13	モニタリングボスト I C線量率	H 2	nGy/h	主蒸気管2隔壁弁 (C) 閉	DIGITAL.
14	モニタリングボスト I C線量率	H 3	nGy/h	主蒸気管2隔壁弁 (D) 閉	DIGITAL.
15	モニタリングボスト I C線量率	H 4	nGy/h	M S I V (第1) 全弁 開	DIGITAL.
16	モニタリングボスト I C線量率	H 5	nGy/h	M S I V (第2) 全弁 開	DIGITAL.
17	モニタリングボスト I C線量率	H 6	nGy/h	57 6 . 9 KV母線 6 - 2 A電圧	V
18	モニタリングボスト Na I線量率	L 1	nGy/h	58 6 . 9 KV母線 6 - 2 B電圧	V
19	モニタリングボスト Na I線量率	L 2	nGy/h	59 6 . 9 KV母線 6 - D電圧	V
20	モニタリングボスト Na I線量率	L 3	nGy/h	60 6 . 9 KV母線 6 - 2 SA1電圧	V
21	モニタリングボスト Na I線量率	L 4	nGy/h	61 6 . 9 KV母線 6 - 2 SA2電圧	V
22	モニタリングボスト Na I線量率	L 5	nGy/h	62 6 . 9 KV母線 6 - 2 SB1電圧	V
23	モニタリングボスト Na I線量率	L 6	nGy/h	63 6 . 9 KV母線 6 - 2 SB2電圧	V
24	原子炉圧力 (広帯域) (B V)	MPa		64 6 . 9 KV母線 6 - 2 C電圧	V
25	P L Rボンブ (A) 入口温度 (T/C)	°C		65 6 . 9 KV母線 6 - 2 D電圧	V
26	P L Rボンブ (B) 入口温度 (T/C)	°C		66 6 . 9 KV母線 6 - 2 E電圧	V
27	H P C Sボンブ出口流量	m3/h		67 D/G 2 A しゃ断路器投入	DIGITAL.
28	L P C Sボンブ出口流量	m3/h		68 D/G 2 B しゃ断路器投入	DIGITAL.
29	A D S A系 作動	DIGITAL.		69 H P C S D/G しゃ断路器投入	DIGITAL.
30	A D S B系 作動	DIGITAL.		70 D/W 放射線モニタ A	Sv/h
31	H P C Sボンブ運転中			71 D/W 放射線モニタ B	Sv/h
32	L P C Sボンブ運転中			72 S/C 放射線モニタ A	Sv/h
33	R H Rボンブ (A) 出口流量	m3/h		73 S/C 放射線モニタ B	Sv/h
34	R H Rボンブ (B) 出口流量	m3/h		74 R P V ~ローシール部 周辺温度 (最大)	°C
35	R H Rボンブ (C) 出口流量	m3/h		75 サブレッシュジョンブール水温 (最大)	°C
36	R H Rボンブ (A) 運転中	DIGITAL.		76 圧力抑制室水位 (B V)	mm
37	R H Rボンブ (B) 運転中	DIGITAL.		77 C A M S 水素濃度 A	%
38	R H Rボンブ (C) 運転中	DIGITAL.		78 C A M S 水素濃度 B	%
39	原子炉水位 (広帯域) (P B V)	mm		79 C A M S (A) サンブル 切替 (D/W)	DIGITAL.
40	原子炉水位 (燃料域) (P B V)	mm		80 C A M S (B) サンブル 切替 (D/W)	DIGITAL.

女川2号機 (2/2)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位	単位	常時伝送項目	単位
81	C A M S 酸素濃度 A	%	121 主蒸気管放射能高高 B 2	DIGITAL.			
82	C A M S 酸素濃度 B	%	122 放水口モニタ 2号機	CPM			
83	給給水量	t/h					
84	R C I C ターピン止め弁 開	DIGITAL.					
85	R C I Cボンブ出口流量	m3/h					
86	S R V 開	DIGITAL.					
87	R H R A系 絶縁容器スプレイ隔壁弁 開	DIGITAL.					
88	R H R B系 絶縁容器スプレイ隔壁弁 開	DIGITAL.					
89	R H R A系 L P C I 注入隔壁弁 開	DIGITAL.					
90	R H R B系 L P C I 注入隔壁弁 開	DIGITAL.					
91	R H R C系 L P C I 注入隔壁弁 開	DIGITAL.					
92	S R N M (A) 線形%出力	%PR					
93	S R N M (B) 線形%出力	%PR					
94	S R N M (C) 線形%出力	%PR					
95	S R N M (D) 線形%出力	%PR					
96	S R N M (E) 線形%出力	%PR					
97	S R N M (F) 線形%出力	%PR					
98	S R N M (G) 線形%出力	%PR					
99	S R N M (H) 線形%出力	%PR					
100	S R N M (A) 累計数率	s-1					
101	S R N M (B) 累計数率	s-1					
102	S R N M (C) 累計数率	s-1					
103	S R N M (D) 累計数率	s-1					
104	S R N M (E) 累計数率	s-1					
105	S R N M (F) 累計数率	s-1					
106	S R N M (G) 累計数率	s-1					
107	S R N M (H) 累計数率	s-1					
108	S R N M (A) 計数率高高	DIGITAL.					
109	S R N M (B) 計数率高高	DIGITAL.					
110	S R N M (C) 計数率高高	DIGITAL.					
111	S R N M (D) 計数率高高	DIGITAL.					
112	S R N M (E) 計数率高高	DIGITAL.					
113	S R N M (F) 計数率高高	DIGITAL.					
114	S R N M (G) 計数率高高	DIGITAL.					
115	S R N M (H) 計数率高高	DIGITAL.					
116	S G T S A系動作	DIGITAL.					
117	S G T S B系動作	DIGITAL.					
118	主蒸気管放射能高高 A 1	DIGITAL.					
119	主蒸気管放射能高高 A 2	DIGITAL.					
120	主蒸気管放射能高高 B 1	DIGITAL.					

別表3-1 伝送データ項目 (4/6)

別表3-1 伝送データ項目 (5/6)

別表3-1 伝送データ項目 (6/6)

女川3号機 (1/2)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位
1	排気笛放射線モニタ (1C) A	A	41 A P R M レベル (平均)	%PWR
2	排気笛放射線モニタ (1C) B	A	42 全制御棒全挿入	DIGITAL
3	排気笛放射線モニタ (S C I N) A	s ⁻¹	43 ドライウェル圧力 (広帶域) (最大)	kPa[a]
4	排気笛放射線モニタ (S C I N) B	s ⁻¹	44 圧力抑制室内圧力 (最大)	kPa[a]
5	S G T S 放射線モニタ A	A	45 P C I S 第 1 隔離	DIGITAL
6	S G T S 放射線モニタ B	A	46 P C I S 第 2 隔離	DIGITAL
7	風向 (電気計数器)	deg	47 主蒸気第一隔離弁 (A) 開	DIGITAL
8	風向 (聲響観測)	deg	48 主蒸気第一隔離弁 (B) 開	DIGITAL
9	風速 (電気計数器)	m/sec	49 主蒸気第一隔離弁 (C) 開	DIGITAL
10	風速 (聲響観測)	m/sec	50 主蒸気第一隔離弁 (D) 開	DIGITAL
11	大気安定度	-	51 主蒸気第二隔離弁 (A) 開	DIGITAL
12	モニタリングボスト I C 標量率 H 1	nGy/h	52 主蒸気第二隔離弁 (B) 開	DIGITAL
13	モニタリングボスト I C 標量率 H 2	nGy/h	53 主蒸気第二隔離弁 (C) 開	DIGITAL
14	モニタリングボスト I C 標量率 H 3	nGy/h	54 主蒸気第二隔離弁 (D) 開	DIGITAL
15	モニタリングボスト I C 標量率 H 4	nGy/h	55 M S I V (第 1) 開	DIGITAL
16	モニタリングボスト I C 標量率 H 5	nGy/h	56 M S I V (第 2) 開	DIGITAL
17	モニタリングボスト I C 標量率 H 6	nGy/h	57 M/C 6-3 A 電圧	V
18	モニタリングボスト N a I 標量率 L 1	nGy/h	58 M/C 6-3 B 電圧	V
19	モニタリングボスト N a I 標量率 L 2	nGy/h	59 M/C 6-E 電圧	V
20	モニタリングボスト N a I 標量率 L 3	nGy/h	60 M/C 6-3 S A 1 電圧	V
21	モニタリングボスト N a I 標量率 L 4	nGy/h	61 M/C 6-3 S A 2 電圧	V
22	モニタリングボスト N a I 標量率 L 5	nGy/h	62 M/C 6-3 S B 1 電圧	V
23	モニタリングボスト N a I 標量率 L 6	nGy/h	63 M/C 6-3 S B 2 電圧	V
24	原子炉圧力 (広帯域) (B V)	Mpa	64 M/C 6-3 C 電圧	V
25	P L R ポンプ (A) 入口温度 (T/C)	°C	65 M/C 6-3 D 電圧	V
26	P L R ポンプ (B) 入口温度 (T/C)	°C	66 M/C 6-3 H 電圧	V
27	H P C S ポンプ運転中	m3/h	67 D/G 3 A 遷断器 6-3 DGA 接入	DIGITAL
28	L P C S ポンプ運転中	m3/h	68 D/G 3 B 遷断器 6-3 DGB 接入	DIGITAL
29	A D S A 派生	DIGITAL	69 H P C S D/G 遷断器 6-3 DGH 接入	DIGITAL
30	A D S B 派生	DIGITAL	70 D/W 放射線モニタ A	Sv/h
31	H P C S ポンプ運転中	DIGITAL	71 D/W 放射線モニタ B	Sv/h
32	L P C S ポンプ運転中	DIGITAL	72 S/C 放射線モニタ A	Sv/h
33	R H R ポンプ (A) 出口流量	m3/h	73 S/C 放射線モニタ B	Sv/h
34	R H R ポンプ (B) 出口流量	m3/h	74 R P V ポートシール部 周辺温度 (最大)	°C
35	R H R ポンプ (C) 出口流量	m3/h	75 サブレッシャンブール水温 度 (最大)	°C
36	R H R ポンプ (A) 運転中	DIGITAL	76 圧力抑制室水位 (B V)	mm
37	R H R ポンプ (B) 運転中	DIGITAL	77 C A M S 水素濃度 A	%
38	R H R ポンプ (C) 運転中	DIGITAL	78 C A M S 水素濃度 B	%
39	原子炉水位 (広帯域) (P B V)	mm	79 C A M S A 系サンブル切替 (D/W)	DIGITAL
40	原子炉水位 (燃料域) (P B V)	mm	80 C A M S B 系サンブル切替 (D/W)	DIGITAL

女川3号機 (2/2)

No.	常時伝送項目	単位	常時伝送項目	単位
81	C A M S 酸素濃度 A	%	121 主蒸気管放射能高トリップ B 2	DIGITAL
82	C A M S 酸素濃度 B	%	122 放水口モニタ	cpm
83	絶縁水流量	t/h		
84	R C I C タービン止め弁	開	DIGITAL	
85	R C I C ポンプ出口流量	m ³ /h	DIGITAL	
86	S R V 開	DIGITAL		
87	R H R A 系 格納容器スプレイ隔壁遮扉	開	DIGITAL	
88	R H R B 系 格納容器スプレイ隔壁遮扉	開	DIGITAL	
89	R H R A 系 L P C I 注入隔壁弁開	DIGITAL		
90	R H R B 系 L P C I 注入隔壁弁開	DIGITAL		
91	R H R C 系 L P C I 注入隔壁弁開	DIGITAL		
92	S R N M (A) 錐形%出力	%PWR		
93	S R N M (B) 錐形%出力	%PWR		
94	S R N M (C) 錐形%出力	%PWR		
95	S R N M (D) 錐形%出力	%PWR		
96	S R N M (E) 錐形%出力	%PWR		
97	S R N M (F) 錐形%出力	%PWR		
98	S R N M (G) 錐形%出力	%PWR		
99	S R N M (H) 錐形%出力	%PWR		
100	S R N M (A) 対数音数率	s-1		
101	S R N M (B) 対数音数率	s-1		
102	S R N M (C) 対数音数率	s-1		
103	S R N M (D) 対数音数率	s-1		
104	S R N M (E) 対数音数率	s-1		
105	S R N M (F) 対数音数率	s-1		
106	S R N M (G) 対数音数率	s-1		
107	S R N M (H) 対数音数率	s-1		
108	S R N M (A) 計数率高高	DIGITAL		
109	S R N M (B) 計数率高高	DIGITAL		
110	S R N M (C) 計数率高高	DIGITAL		
111	S R N M (D) 計数率高高	DIGITAL		
112	S R N M (E) 計数率高高	DIGITAL		
113	S R N M (F) 計数率高高	DIGITAL		
114	S R N M (G) 計数率高高	DIGITAL		
115	S R N M (H) 計数率高高	DIGITAL		
116	S G T S A 系動作	DIGITAL		
117	S G T S B 系動作	DIGITAL		
118	主蒸気管放射能高トリップ A 1	DIGITAL		
119	主蒸気管放射能高トリップ A 2	DIGITAL		
120	主蒸気管放射能高トリップ B 1	DIGITAL		

別表3-2 原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準

图表 3-3 紧急事故应急准备与响应方案示例

图表4-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与

第5-1節 單週率的力學量與力矩的關係

[

· 支援比肩齐飞之技，障眼法之支撑送的基本上，必要的时候运用障眼法之手配才对。

(参考)

更なる防災体制の整備計画

1. 緊急時対策所
 - (1) 緊急時対策所に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（衛星系ネットワーク）へ接続する。
 - 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）
 - テレビ会議システム

（整備完了予定）

(2) 緊急時対策所に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（地上系および衛星ネットワーク）へ接続する。

- a. データ伝送システム
(整備完了予定)

原子力事業所から伝送されるSPDSデータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度に整備完了予定

2. 本店対策本部室

(1) 本店対策本部室に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（衛星系ネットワーク）へ接続する。

- a. 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）
- b. テレビ会議システム
- c. データ伝送システム

(整備完了予定)

上以

則表 5-2 他原力事業者在原力效率方面的原力效率與原力效率的影響，原子力發電廠的效率與原子力發電廠的效率

様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	III-1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	III-2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	III-3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	III-4
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	III-5
様式 6	防災訓練実施結果報告書	III-6
様式 7	1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率検出の連絡（原子炉施設）	III-7
様式 8	特定事象発生通報（原子炉施設）	III-8
様式 9	特定事象発生通報（事業所外運搬）	III-9
様式 10	応急措置の概要（原子炉施設）	III-10
様式 11	応急措置の概要（事業所外運搬）	III-11
様式 12	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設）	III-12
様式 13	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬）	III-13
		III-14
		III-15
		III-16

様式集

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	年 月 日
届出者 住所 氏名	印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の重別とその年月日	年 月 日
原 子 力 事 業 者 防 灾 業 务 計 画 作 成（修正）年月日	年 月 日
協 議 し た 都 道 府 県 知 事 及 び 市 長 町 村 長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原 子 力 規 制 委 員 会、宮 城 県 知 事、女 川 町 長、石 卷 市 長 殿	年 月 日
届出者 住所 氏名	印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。	
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
業 務 の 種 别	防 災 要 員 の 職 制
情 報 の 整 理、関 係 者 と の 連 絡 調 整	其 他 の 防 災 要 員
原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等	名
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握	報
原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止	名
施 設 設 備 の 整 備・点 檢、心 急 の 復 旧	名
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去	名
医 療 に 關 す る 措 置	名
原 子 力 灾 害 に 關 す る 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送	名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等	名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長 殿		年 月 日
届出者 住所 氏名	印	
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
区 分	選 任	解 任
正 副	氏 名	
職務上の地位		
正 副	氏 名	
職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 様数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長 殿	年 月 日	
届出者 住所 氏名	印	
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	設置場所
検出される数値の把握方法		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第11条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

宣子力防滌盜機智出羣臣

内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長 殿		年 月 日																																																												
届出者 住所 氏名	印	(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属) 電話)																																																												
原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。																																																														
原子力事業所の名称及び場所																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線障害防護用器具等</th> <th>汚染防護服</th> <th>組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通信機器</td> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フィルター付き防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時電話回線</td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ファクシミリ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>携帯電話等</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>計測器等</td> <td>固定式測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空間放射線輻算線量計</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人用外部被ばく剂量測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>その他資機材</td> <td>ヨウ素管</td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担架</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>除染用具</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>モニタリングカー</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>			放射線障害防護用器具等	汚染防護服	組	非常用通信機器	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個		フィルター付き防護マスク	個		緊急時電話回線	回線		ファクシミリ	台		携帯電話等	台	計測器等	固定式測定器	台		ガンマ線測定用サーベイメータ	台		中性子線測定用サーベイメータ	台		空間放射線輻算線量計	台		表面汚染密度測定用サーベイメータ	個		可搬式ダスト測定関連機器	台		可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	台		個人用外部被ばく剂量測定器	台	その他資機材	ヨウ素管	錠		担架	台		除染用具	式		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台		屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	その他	モニタリングカー	台
放射線障害防護用器具等	汚染防護服	組																																																												
非常用通信機器	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個																																																												
	フィルター付き防護マスク	個																																																												
	緊急時電話回線	回線																																																												
	ファクシミリ	台																																																												
	携帯電話等	台																																																												
計測器等	固定式測定器	台																																																												
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																												
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																												
	空間放射線輻算線量計	台																																																												
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	個																																																												
	可搬式ダスト測定関連機器	台																																																												
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	台																																																												
	個人用外部被ばく剂量測定器	台																																																												
その他資機材	ヨウ素管	錠																																																												
	担架	台																																																												
	除染用具	式																																																												
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																																																												
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式																																																												
その他	モニタリングカー	台																																																												

参考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

この場合において、署名を記載し、押印することに代えて、署名するものとする。

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 氏名を記入し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、
署名は必ず本人が自署するものとする。

1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率検出の連絡（原子炉施設）

原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、 登米市長、東松島市長、美里町長、南三陸町長、関係機関 殿 通報者名 連絡先 TEL () モニタリングボストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出されたので連絡します。	平成 年 月 日	平成 年 月 日
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塙浜字前田1番地	原子力事業所の名称及び場所
事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	特定事象の発生箇所
事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の発生時刻
事象の種類 想定される原因	モニタリングボストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率の検出 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他 ()	特定事象の種類 想定される原因
発生した事象の概要	原子炉の運転状態 発生前(運転中)、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態維続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り (モニタリングボストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: その他 (当面とった措置等)	原子炉の運転状態 発生前(運転中)、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態維続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り (モニタリングボストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: その他 (当面とった措置等)
その他事象の参考となる情報	気象状況(確認時刻 時 分) : 天候 () 風向 () , 風速 () m/s, 大気安定度 ()	その他他の特定事象の把握に参考となる情報

特定事象発生通報（原子炉施設）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、 東松島市長、美里町長、涌谷町長、南三陸町長、関係機関 殿 通報者名 連絡先 TEL ()	平成 年 月 日
第10条 通報	特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。
原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塙浜字前田1番地
特定事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した事象の種類 想定される原因	敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・スクラム失敗・ 原子炉冷却却材喪失・原子炉除熱機能喪失・ 全交流電源喪失・直流電源喪失・ 停止時原子炉水位異常低下・燃料ブール水位異常低下・ 中央制御室使用不能・原子炉外露界・ 原子力緊急事態宣言に關する事象 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他 ()
特定事象の概要	原子炉の運転状態 発生前(運転中)、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態維続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り (モニタリングボストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: その他 (当面とった措置等)
備考	この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外連報）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣 都道府県知事、市町村長 殿	平成 年 月 日
第10条 通報	通報者名 連絡先 TEL ()
事業所外連報に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称 及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塙浜字前田1番地
特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生特定事象の種類 想定される原因	事業所外運搬放射線量異常、事業所外運搬放射性物質漏えい・ 原子力緊急事態宣言に関する事象 火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他()
特定事象の概要	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等
その他特定期象の把握に参考となる情報	
この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 備考	

内閣総理大臣 原子力規制委員会 宮城県知事、女川町長、石巻市長、 登米市長、東松島市長、涌谷町長、美里町長、南三陸町長、関係機関 殿		(第 報)
第25条 報告		
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下とおり報告します。		
発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者
1. 特定事象件名 :		
2. 特定事象の発生箇所 : 女川原子力発電所 号機		
3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分		
4. 発生事象と対応の概要		
5. 周辺環境への影響 無・有 (6, 7参照)		

応急措置の概要 (原子炉施設)

6. プラントの状況		確認時刻 時 分	
事故発生時の状況	発電所状態	原子炉出力	%
停止時刻	炉心平均燃焼度	MWD/MTU	%
原子炉出力	%	MPa [gage]	MPa [gage]
現在の状況	原子炉水温度	原子炉水位 (有効燃料頂部より)	mm
原子炉水温度	℃		
格納容器圧力	kPa [gage]	格納容器内水素濃度(ドライ値)	%

7. 放射性物質の放出状況等 確認時刻 時 分

放出状況		放出開始時刻	放出停止時刻		
		放出箇所	放出高さ(地上高)	m	
・放出状況の評価を 開始した時刻 (時 分)	放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量		
・放出継続時間 (時間 分)	希ガス	Bq/h	Bq		
	ヨウ素	Bq/h	Bq		
	その他(核種)	Bq/h	Bq		
排気筒モニタ	主排気筒	cps			
モニタリング ポスト	名称 nSv/h μSv/h	MP-1 MP-2	MP-3 MP-4	MP-5 MP-6	
気象情報	天候	風向			
	風速	m/s	大気安定度		

8. 放射性物質の放出評価 確認時刻 時 分

放出通し		希ガス	ヨウ素	合計
放出評価時刻以降の放出見通し		Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定	方位	距離	被ばく線量	
外部全身被ばく		km	mSv	
甲状腺被ばく		km	mSv	

9. 被ばく者の状況および汚染拡大の有無 確認時刻 時 分

被ばく者の状況 有・無 被ばく者 名 要救助者 名

汚染拡大の有無 有・無

10. その他

5. 周辺環境への影響
無・有 (7, 8 参照)

(第 報)	
内閣総理大臣 原子力規制委員会 国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 殿	
第25条 報告	
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のように報告します。	
発信日時 平成 年 月 日 時 分	受信者 原子力防災管理者
受信日時 平成 年 月 日 時 分	送信者 原子力発電所 東北電力㈱女川原子力発電所
1. 特定事象名 : _____	
2. 特定事象の発生箇所 : _____ 都道府県 市区町村	
3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分	
4. 発生事象と対応の概要	
5. 周辺環境への影響 無・有 (7, 8 参照)	

6. 輸送容器の状況				確認時刻	時 分
事故発生時の状況	輸送物 出発地／ 到着予定地		使用容器		
			輸送手段		
現在の状況	火災の有無	有・無	爆発の有無	有・無	
	漏えいの有無	有・無			
7. 放射性物質の放出状況等					
放出状況 （時間 分）	放出、漏えい、 開始時刻		放出、漏えい、 停止時刻		
	放出、漏えい、 箇所				
放射線量率 mSv/h μSv/h	距離・ 場所				
8. 放射性物質の放出評価					
放出見通し	放出評価時刻以 降の放出見通し				
最大地点の線量 の推定	方位		距離	被ばく線量	
	外部全身被ばく		m	mSv	
9. 被ばく者の状況および汚染拡大の有無					
被ばく者の状況 汚染拡大の有無	有・無	被ばく者 名	確認時刻	時 分	要救助者 名
	有・無				
10. その他					

(第 報)					
6. 総理大臣 内閣総理大臣 原子力規制委員会 宮城県知事、女川町長、石巻市長、 登米市長、東松島市長、涌谷町長、美里町長、関係機関 殿					
〔第15条 報告〕					
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要(同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生)を以下のとおり報告します。					
発信日時	平成 年 月 日	時 分	受信者	東北電力女川原子力発電所 原子力防災管理者:	
受信日時	平成 年 月 日	時 分	送信者		
7. 特記事項					
8. 定特定事象件名: _____					
9. 定特定事象の発生箇所: 女川原子力発電所 _____ 号機					
10. 定特定事象の発生時刻: 平成 年 月 日 時 分					
11. 報告する内容 轍地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・火災爆発等による放射性物質放出 原子炉外露界・原子炉停止機能喪失・E C C S 作動失敗・格納容器圧力上昇・ 圧力抑制機能喪失・原子炉冷却機能喪失・直流水源喪失・炉心溶融・ 停止時原子炉水位異常低下・中央制御室等使用不能					
12. 発生事象と対応の概要					
13. 周辺環境への影響 無・有 (8, 9参照)					